

1 背景と目的



1 背景と目的

1-1 「緑とオープンスペース基本計画」とは

近年、地球的広がりをもよおす環境破壊の問題や阪神・淡路大震災において、緑やオープンスペースが延焼の防止や避難場所等として重要な役割を果たしていたことから、人々の「緑」と公園等の「オープンスペース」に対する関心が高まっています。また、自然との共生、高齢化社会等の社会動向等から、緑とオープンスペースの質に対するニーズも年々多様化してきています。さらに、市街地においては、農地や寺社林等が、唯一残された貴重な自然空間となっている状況もみられることから、今後は広域的、総合的なまちづくりの観点からの施策展開が求められています。

これまで、緑とオープンスペースに関する主な計画としては、「緑のマスタープラン(S52)」がありましたが、都市計画公園や緑地等の施設緑地を主な対象としており、策定主体も都道府県であったため、各地域の実状にあわせた地域らしい緑化やオープンスペースの配置が困難となっていました。また、区市町村が策定することができる「都市緑化推進計画(S60)」がありましたが、都市計画公園等の配置と緑化の推進が施策として一本化されないこと、住民意向をふまえる段階を持たなかったことなどから、地域の「緑」と「オープンスペース」の主たる計画としては、不十分でありました。

この状況を踏まえて、平成6年、都市緑地保全法の改正に伴い、「緑のマスタープラン」が対象としてきた都市計画に関する事項と、「都市緑化推進計画」が対象としてきた事項をあわせ、「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」が、区市町村の策定する計画として制度化されました。

葛飾区では、緑とオープンスペースの確保に関する施策を、目標を定めて、重点的且つ総合的に展開していくため、計画の名称を「緑とオープンスペース基本計画」とし、策定するものです。



1-2 緑とオープンスペース

(1) 「緑」と「オープンスペース」の定義

本計画においては、「緑」と「オープンスペース」を以下のように定義します。

緑 : 住宅や公園等の樹木、花、草あるいは農地の作物等の植物。

オープンスペース : 区民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する公園や緑地等の空地。(これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の区民開放空間等を含む。)

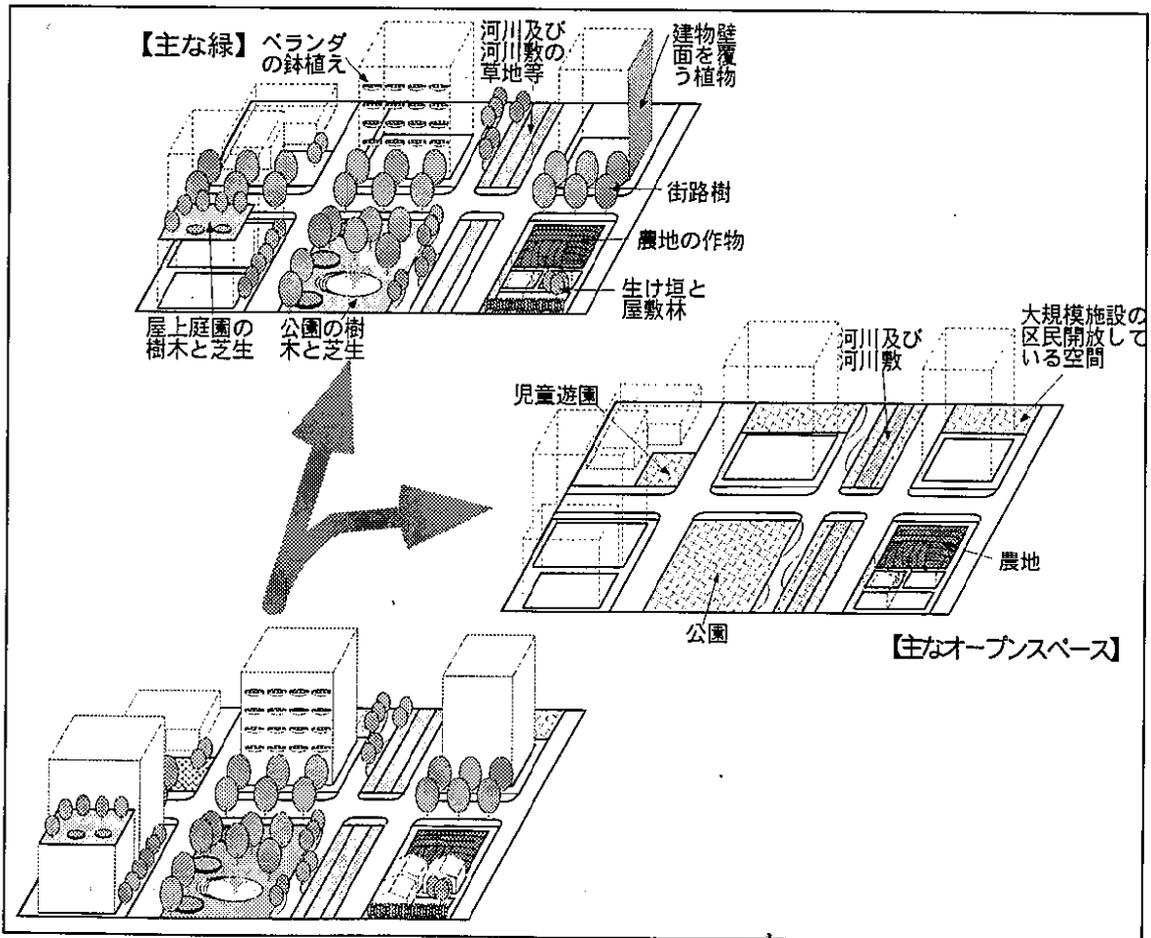


図1-1 「緑」と「オープンスペース」



確保すべき緑地 : オープンスペースのうち、法律や条例等により、オープンスペースとしての持続性が将来とも担保されているもの、将来的に担保する必要性のあるもの及び社会通念上将来とも持続性を有するものを、将来的にも確保すべき緑地として、その確保目標量などを本計画において設定しています。

施設緑化地 : オープンスペースのうち、小・中学校の植込地や個人の庭等の施設に付随した空地(くうち)は、施設の建設によって容易に変化することから施設緑化地とし、道路と共に主に緑化の対象としています。

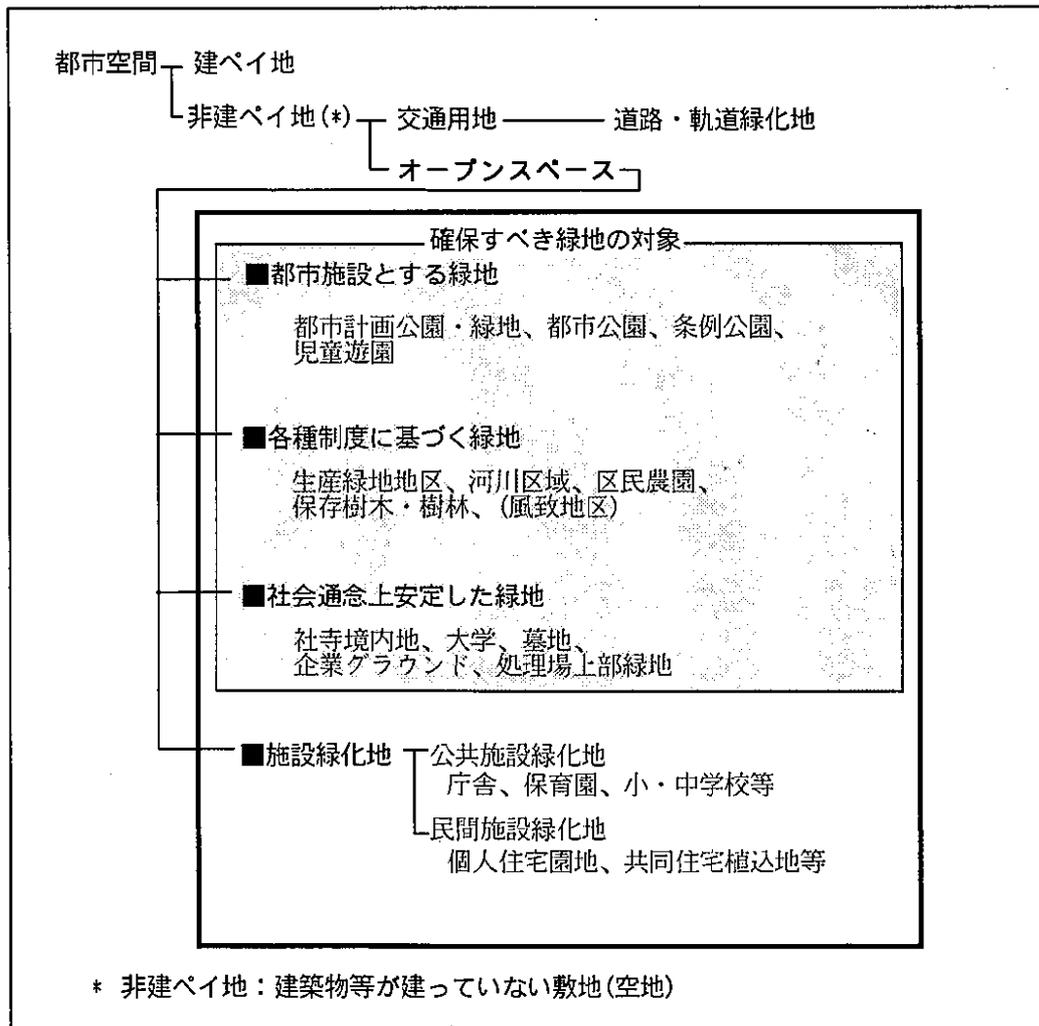


図 1-2 オープンスペースの体系



(2) 緑とオープンスペースの機能

緑は、「美しい都市をつくる」「うるおいや安らぎを与える」「静けさを与える」「風をやわらげる」「大気を浄化する」「温度を調節する」などの多様な機能を持っており、一般的には、これらを大まかに分類して、下表の環境保全機能、景観機能、レクリエーション機能、防災機能を果たしているといわれます。

環境保全機能	個性ある風致景観を備え、自然とのふれあいを通じて人間形成に資するような、主として存在を重視した機能
景観機能	市街地内を象徴するような緑や、道路沿いの緑で主として都市景観を重視した機能
レクリエーション機能	多様化するレクリエーション機能に応え、日常圏的、週末圏的なレクリエーション活動に対処し得るような主として利用を重視した機能
防災機能	災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地としての役割を果たす機能

特に都市の中においては、都市住民に四季折々の自然の変化を身近に感じさせ、動物昆虫や植物にとって生息生育の場となっているとともに、都市部で大きな問題となっている夏のヒートアイランド現象の緩和にも機能しています。

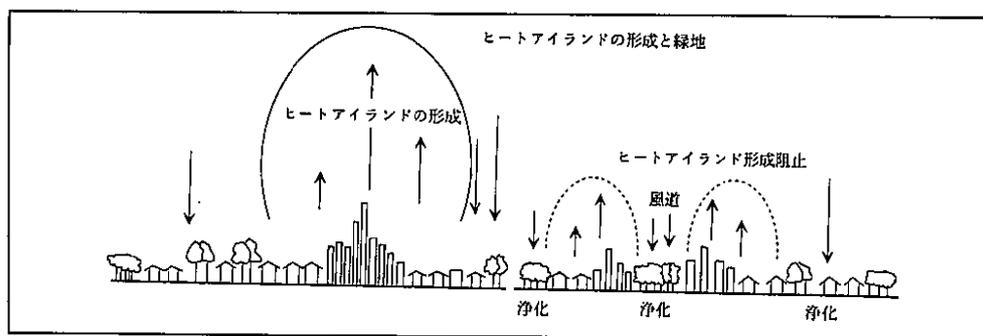


図 1-3 ヒートアイランドと緑地の関係

多様な機能を持つ緑がある都市計画公園等のオープンスペースは、密度の高い土地利用がされる都市にあって、そこに生活し活動する人々のスポーツ、散策、休養をはじめ、遊び・交流等の活動の場となっています。また、防災面においても多大な機能を有しており、阪神・淡路大震災においては、延焼防止、緊急避難、救急、救難活動の拠点や、被災者の仮設住宅用地等として機能していました。

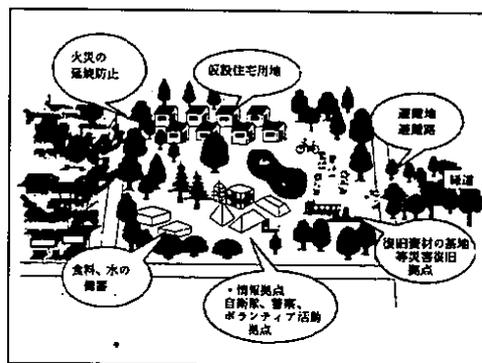


図 1-4 都市公園等の防災面の機能



1-3 目的と位置づけ

(1) 策定の目的

葛飾区の将来像である「水と緑豊かな心ふれあう住みよいまち」の実現に向けて、葛飾区は基本構想・基本計画に基づき、区民のニーズにあった公園の整備や街路、水路跡地、公共施設等の緑化、あるいは民有地の樹木・農地を保全するための各種施策を実施し、多くの実績をあげてきました。これにより、アメニティの高い空間を作り出し、まちの景観は大きく向上しつつあります。

しかしながら、整備された公園は、そのほとんどが1,000㎡程度の小規模公園であり、その配置状況にも一部に偏りがみられています。また、緑の状況は、水路や街路等による公共用地の緑の増加に比べて、畑や樹林地等の民有地の緑は依然として減少傾向にあります。

今後、歩いてゆける身近な公園の整備や民有地の緑の保全に対応するとともに、密集市街地を抱える葛飾区にあっては、阪神淡路大震災の教訓である「まちの安全性」、また、ヒートアイランド現象をはじめとする「環境問題」等の都市の構造に関わる大きな課題についても、防災や環境回復機能を持つ緑や公園等のオープンスペースの立場から積極的に関わっていくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえて、超長期的な将来を目指して、概ね20年先の緑とオープンスペースの将来像と実現方策を検討し、葛飾区における緑とオープンスペースに関する基本計画として策定することを目的とします。



(2) 計画の位置付け

本計画は、葛飾区の緑に関する総合的な指針となる都市緑地保全法第2条の2に基づく「緑の基本計画」として策定し、「葛飾区基本構想」に即し、かつ「市町村の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」の部門別計画（公園緑地編）として、「水と緑の自然環境ネットワーク計画」や「緑のプロムナード計画」等の事業計画の上位計画として位置づけます。

また、「東京都市計画 市街化区域および市街化調整区域の整備、開発または保全の方針」や「東京都緑のマスタープラン（広域緑地計画）」に整合する計画として位置づけられます。

